

公益社団法人大分県農業農村振興公社役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第30条第3項の規定に基づき、公益社団法人大分県農業農村振興公社の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤役員にあっては本給、通勤手当とし、非常勤役員については、支給しないものとする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤役員の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づきその職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、公社処務規程を適用する。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬（通勤手当は除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、公益社団法人大分県農業農村振興公社の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

別表（役員等の報酬月額）

（単位：円）

| 号 | 報酬月額 |
|-----|---------|
| 第1号 | 300,000 |
| 第2号 | 330,000 |
| 第3号 | 370,000 |
| 第4号 | 400,000 |
| 第5号 | 440,000 |
| 第6号 | 470,000 |
| 第7号 | 510,000 |
| 第8号 | 530,000 |